

令和8年度 事業計画

1 会務運営上の方針

隊友会は、国民と自衛隊とのかけ橋として相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、自衛隊諸業務などに対する協力・支援、慰霊顕彰事業並びに地域の健全な発展に寄与する事業を積極的に推進し、防衛基盤の構築に貢献する。

このため、公益目的事業、特に隊員家族支援に係る連携強化施策への協力及び厳しい募集環境を踏まえ、防衛省・自衛隊の実施する各種施策に積極的に協力することにより会活動の活性化を図るとともに、会勢の維持・拡大、収益事業等の強化により会基盤の充実を図る。

この際、会員の福利と親睦のための事業を継続しつつ、会の魅力化に努めるほか、令和12年度の隊友会創立70周年を見据え、会勢増勢への転換の起点となり得る新たな事業の検討に着手する。

2 実施要領及び主要着眼事項

(1) 公益目的事業の充実・強化

ア 全般

公益目的事業は、隊友会の魅力を振起し、隊友会活動の活性化をもたらすという認識のもと着実に推進する。

このため、新たな国家安全保障戦略等の策定を見据え、防衛力の抜本的強化に資するよう自衛隊、地方自治体等との連携を密にして関係法規に基づき公益目的事業の充実・強化を図る。この際、隊員家族支援に係る連携強化施策への更なる協力及び厳しい募集環境を踏まえ、防衛省・自衛隊の実施する各種施策に積極的に協力することに留意する。

イ 公益目的事業1（防衛・防災施策及び自衛隊諸業務等に対する協力・支援並びに地域社会への寄与）

(ア) 国及び地方自治体の国民保護・防災施策等に対する協力

a 国民保護・防災に関する自衛隊・自治体への協力

平素から駐屯地等及び地方自治体と県隊友会との間で国民保護・防災に関する協力体制を定め、当該訓練等の企画・運営・助言にあたるものとし、災害発生直後は主として災害情報収集等に協力する。

b 防災ボランティア活動の実施

「防災ボランティア活動の参考」を活用し、地域の特性及び各県隊友会の現状に応じて、自衛隊・自治体と連携して防災ボランティア活動を行う。

c 野生鳥獣の被害対策への協力

国及び地方自治体等から野生鳥獣の被害対策に関して各種要請がある場合、対応可能と判断できる範囲で協力をする。

(イ) 自衛隊の業務・活動に対する支援等

a 自衛隊の業務に対する支援等

自衛隊からの要請等を受け自衛隊で長年に亘って積上げた会員

個々の知見や技能を活かし、募集・援護、調査・研究、基地周辺対策、教育・カウンセリング、部隊行事等の自衛隊の業務に対する支援等を積極的に行う。特に、隊員募集に関しては、厳しい募集環境に鑑み、地方協力本部との密接な連携に留意しつつ、あらゆる機会を利用して募集情報の収集・提供等に努める。

b 自衛隊の活動に対する支援等

海外派遣、国内災害派遣、国内外の主要演習・訓練、艦艇の入港行事等に際し、部隊等の要望等に応える激励等を行う。

(ウ) 隊員家族支援に係る施策への協力

a 隊友会は、令和7年3月に締結した防衛省・自衛隊との「隊員家族支援に係る協定」（以下「中央協定」と呼ぶ。）に基づき、隊員家族支援に係る施策に積極的に協力する。また、必要に応じ自衛隊家族会と隊員家族支援に係る連携について協定を締結する。

b 本部は、引き続き内局及び各幕の担当者と調整が必要となる事項等について協議するとともに、「中央協定」により新たに支援対象となった各機関との連絡調整を実施する。

c 地域担当執行役並びに陸上自衛隊方面総監部、海上自衛隊地方総監部及び航空自衛隊航空方面隊司令部（以下「総監部等」と呼ぶ。）が所在する県隊友会は、「総監部等」から示される家族支援協力に関するニーズ等を関係者に通知する。この際、「総監部等」の連絡調整業務要員との連携に留意する。

d 県隊友会は、所在する駐屯地等の各部隊及び同上級部隊からの支援要求がある場合、または他県隊友会からの協力要請に基づき、自衛隊家族会等部外関係団体と連携して安否確認等の隊員家族支援を行いつつ、「中央協定」、「総監部等」からのニーズ等に基づき、地域の特性、各県隊友会の現状、及び部隊等との調整状況を勘案し、隊員家族支援に係る活動内容を検討の上、所要の措置を講ずる。

(エ) 予備自衛官等に関する支援等

a 予備自衛官等制度の普及等に関する支援等

即応予備自衛官制度、予備自衛官補制度等について各種機会を捉えて雇用主等に説明し理解を求める。

b 予備自衛官等の激励

予備自衛官等の招集訓練時を活用し、隊員の激励を行うと共に、隊員へ予備自衛官勤続記念章を贈呈する。

この際、隊友会への入会促進及び予備自衛官等福祉支援制度の普及にも着意する。

(オ) 地域社会の健全な発展に寄与する支援等

a 地域社会の要請等を踏まえ会員が自衛隊で培った能力・経験及び隊友会という組織力を活かし、次の支援等を行う。

(a) スポーツ等を通じた青少年の健全育成事業、地域の施設等の環境保全事業、要介護者の介護事業、防犯パトロール事業、社会福祉協議会等のボランティア事業等に対する支援等

(b) 公園施設等の管理運営に係る指定管理者事業の実施

- b 文部科学省が推進しているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について地域学校協働活動との連携を含めた具体的な活動の枠組みや内容等について調査するとともに、機会を捉えて、その制度や実態等について県隊友会に周知する。また当該活動への参画の在り方については、年度内を目標として一定の結論を出すよう努める。この際、会勢漸減・高齢化の現状に鑑み、会員に新たな負担感を感じさせることがないように留意する。
- (カ) 国・防衛省が行う諸施策への支援等
 - 防衛省と密接に連携し、日米地位協定に基づく「合衆国軍隊事故被害者救済融資事業（合衆国から賠償金又は見舞金が支払われるまで、無利子で被害者に融資する制度）」のうち融資関連業務を行う。
- (キ) その他
 - 防災ボランティア活動等を行う際は、努めて隊友会ベスト等を着用し、隊友会の広報等に着意する。
- ウ 公益目的事業2（安全保障特に防衛に関する調査研究及び政策提言並びに機関紙・防衛関連書籍の発行）
 - (ア) 防衛セミナー（講演会）の実施
 - a 本部及び県隊友会計画のセミナー（講演会）を実施し、会員及び一般国民に対し、安全保障に関する啓発及び防衛意識の普及高揚を図る。
 - b 本部計画の中央防衛セミナーは、防衛省の後援、関係団体の協賛を得て行う。この際、テーマを早期に決定し、著名講師の選定に着意するとともに、You Tube での同時配信により、一般聴講者の増加に努める。
 - c 各セミナーの成果を隊友会ホームページ等に掲載するとともに、中央防衛セミナーの録画を YouTube で配信する。
 - (イ) 政策提言書の提出・配布及び説明
 - a 陸修偕行社、水交会、つばさ会とともに作成する令和8年度政策提言書を防衛大臣に提出し、各幕僚長へ説明する。併せて、与党等に説明すると共に、広く関連議員、特別会員を含む各界有識者等にも幅広く配布し、防衛環境の改善・整備に貢献する。
 - b 機関紙「隊友」及び隊友会ホームページに掲載する。
 - (ウ) 機関紙・防衛関連書籍の発刊
 - a 機関紙「隊友」を毎月、防衛コミュニケーション誌「ディフェンス」を1月に発刊し、会員はもとより国立図書館、企業、団体等に配布すると共に、隊友会ホームページを活用して広く国民にも周知する。
 - b 「隊友」で県隊友会の活動状況（自衛隊と一体となった活動、退会防止施策や県・支部の活性化等で推薦する施策含む）、重要な防衛施策に関する情報、部隊の新編・改編、新装備の導入等に関する情報を発信する。
 - c 令和7年4月より施行された機関紙「隊友」の Web 化を引き続き継続する。

(エ) 他国退役軍人組織との交流

- a 他国退役軍人組織との交流を通じ、平和で安定した国家関係の土台となる人脈を築くとともに、国家間の相互理解の増進を図る。
- b インド太平洋地域の同盟国・同士国等の中で我が国の安全保障上関係を深める必要があり我が国に武官等を派遣している国又は地域で、統合的な地位にある退役軍人組織又はそれに準ずる団体を対象とし、相互のニーズに基づく交流を行う。

(オ) その他

国や地方自治体の関係議員及び地方自治体首長等と政策提言を始め、防衛に関する意見を積極的に交換すること等により、防衛意識の高揚に努める。

エ 公益目的事業3 (殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰・援助)

(ア) 殉職隊員遺族に対する支援 (本部)

「自衛隊遺族会」の事務局として事務運営を行う。

(イ) 殉職自衛隊員の慰霊顕彰

- a 本部
防衛大臣主催の自衛隊殉職隊員追悼式へ参加する。
- b 県隊友会
 - (a) 各駐屯地・基地で行われる追悼式に参加するとともに、要請により支援・協力する。この際、共催を追求する。
 - (b) 各県護国神社における殉職隊員慰霊祭・合祀祭を主催・共催する。
 - (c) 必要により殉職隊員慰霊碑等の清掃・維持管理業務等を支援する。

(ウ) 戦没者等の慰霊顕彰

- a 全国各地域の戦没者等の慰霊顕彰行事等に参加・協力する。
- b 全国各地に所在する陸・海軍墓地等の清掃・維持管理業務等を支援する。
- c 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が実施する国内外の戦没者遺骨収集事業に参画する。

(2) 収益事業の充実・強化

ア 全般

情報提供事業等の強化・拡大により、財務基盤の更なる充実を図る。

イ 情報提供事業

(ア) 引越見積支援サービス

隊友会ホームページ及び共済ニュース等への掲載等、広告の充実とアンケート調査等に基づくサービス向上により、中期的な事業基盤の安定を図る。

(イ) 再就職支援事業

- a 隊友会入会のメリットとするべく、自衛隊のアウトソーシング事業を重点に、再就職支援事業について中・長期的な課題として検討する。

- b 公益財団法人防衛基盤整備協会及び一般社団法人防衛支援事業団との連携により業務委託等が可能でかつ退職自衛隊員が在職間培った識能を発揮しうる業務について業務実施要領等を含め検討する
 - c 自衛隊のアウトソーシング事業のうち、自衛隊に対する帰属意識や秘密保全意識の高さ等、退職自衛官の優位性を考慮した総合評価落札方式の導入等をあらゆる機会を通じて防衛省に対し働きかける。
- ウ 各種保険事業等
- (ア) 現職自衛隊員の退職情報の収集・活用、協力県隊友会への助成並びに保険引受会社及び代理店との協力により加入者の増加を図る。
 - (イ) 予備自衛官等福祉支援事業
 - 陸上幕僚監部、地方協力本部及び県隊友会等に対して機会を捉えた広報を実施し、加入者の増加を図る。
- (3) 会基盤の充実・強化
- ア 会勢の拡大
- (ア) 全般
- a 公益及び収益事業の確実な遂行により現職隊員に対し、隊友会の存在意義を認識させ、関心を誘起するような活動を実施するとともに、各駐屯地・基地等に対する広報活動等、具体的な諸施策を総合的に推進し会勢の拡大を図る。
 - この際、隊友会への支援を定めた既存の根拠、令和6年度に改正された陸自通達等を踏まえ、駐屯地・基地等との関係強化を具体化する。
 - b 海・空自衛官、事務官等、女性隊員、予備自衛官補及び特別会員の入会促進、即日入会者の増加、退会した会員の再入会、退会の防止に係る施策を推進する。
 - c 県隊友会は、令和6年度の陸自通達等及び既存の根拠に基づき、各級指揮官との連携を図る。
- (イ) 即日入会者増加の施策
- a 理事長、県隊友会長、入会促進担当会員等は、機会をとらえて各級指揮官等に対し、既存の根拠等、隊友会の活動等を説明し理解を深める。また、各級指揮官に賛助会員への入会、退職前の隊員に対する正会員への入会の働きかけと入会案内資料の配布等を要請する。
 - b 駐屯地・基地朝礼、恒常的な会同、創立記念行事等各種行事、業務管理教育、各種の退職前教育、退職前の各種手続き等の場を活用する。
 - c 部隊長及び駐屯地・基地司令、先任上級曹長・先任伍長・准曹士先任、駐屯地・基地の隊友会担当者、修親会・曹友会等に対し、隊友会入会への働きかけを要請する。
 - d 隊友会団体生命保険の共同引受会社との連携を密にして入会希望者情報を獲得し、隊友会扱いの保険は隊友会入会者限定の保険であることなどのメリットを的確に説明する。

- (ウ) 退会防止のための施策
 - a 福利厚生事業等の周知を図り、活動への参画意識を振作する。
 - b 新規入会者及び准曹士出身者に配意した活動を行う。
 - c 支部レベルの活動・親睦、身近な活動等を通じて、帰属意識を高めるとともに、充実感・やり甲斐を付与する。
 - d 高齢者の身上把握及び独居会員に対する相互扶助等、高齢者に対する施策を推進する。
 - e 会費未納者に対しても、努めて継続的な接触を図り、活動への参加を積極的に呼びかけるとともに、併せて会費納入を促す。
- イ 部隊等及び諸団体との連携
 - (ア) 本部は、各幕から継続的に情報収集を行い、必要に応じ県隊友会へ情報を提供する。
 - (イ) 県隊友会長等と部隊・地方協力本部等の主要幹部との定例懇談等を適宜実施するとともに、部隊行事等に参加して部隊等との連携を図る。この際、地方協力本部等との連携にあたっては、積極的な募集情報の提供に留意する。
 - (ウ) 陸修偕行社及び県偕行会、水交会、つばさ会、防衛協会、自衛隊協力会、自衛隊家族会並びに雇用協議会等の自衛隊協力諸団体との連携を強化する。
- ウ 地方組織の強化
 - (ア) 県隊友会の強化
 - a 県隊友会の現状及び地域の実情を踏まえ、県隊友会を中核とした活動を積極的に推進する。
 - b 先任上級曹長、先任伍長及び准曹士先任や曹友会等で活躍した人材の登用に努めるとともに、県隊友会役員の後継者を計画的に育成する。
 - c 機関紙「隊友」の Web 化施行後も配布を希望する会員に対しては、配布率の向上を図るとともに、併せて県隊友会独自の広報紙等の作成・配布に努め、これを会員把握の有効な手段として活用する。
配布を希望しない会員に対しては、あらゆる機会・事業等を通じて対面での会員把握に努める。
 - d 活動が活発で成果の上がっている県隊友会又は支部等の施策（ノウハウ）を普及するため、必要に応じてブロック研修会に講師を派遣する。
 - (イ) 県隊友会と部隊等OB会との連携の緊密化
駐屯地・基地・部隊の各OB会との連携を推進し、情報を共有するとともに、組織の強化を図る。
- エ 財政基盤の改善・強化
 - (ア) 中期的に収支バランスのとれた予算が組めるよう各種の収益事業及び相互扶助等事業を推進する。
 - (イ) 正会員特に即日入会者の増勢、退会者の防止、特別会員の増勢、年会費・寄付金徴収率の向上等により経常収益増を図る。この際、会費

の一括前納を推奨する。

(ウ) 支出は、費用対効果、合理化、効率化の視点から精査・見直しを行う。

(エ) 会計処理規程に基づき、本部・県隊友会一体の会計処理を適正に実施する。また、会計処理の効率化のため、県隊友会用会計アプリの普及を図る。

オ 会務運営の効率化

(ア) 一部改正した総会運営規則に基づき、委任状等の電子化の普及を図る。

(イ) 報告資料の定時化・定型化、情報共有ソフト等の活用により、更なる会務運営の効率化を目指し、段階的にIT化を推進する。この際、通知文書のペーパーレス化、Web会議等の実施に留意する。

カ 広報の強化

(ア) 隊友会の目的に基づく各種施策、新規事業及び活動状況等を積極的に広報する。この際、現役隊員及び各駐屯地・基地での入会促進の広報を重視するとともに、隊友会活動の周知については、自衛隊各種中央競技会等体育振興の場を積極的に活用する。

(イ) 隊友会ホームページの内容の充実と更新、新規事業等の適時の情報提供、スマートフォンでの簡単操作などユーザー目線での魅力化を推進する。また、朝雲新聞・防衛ホーム等への投稿、SNSでの情報発信、事業広告誌の拡大、防衛省・自衛隊の動画の活用、ポスターの作成等を行う。

(ウ) 県・支部における隊友会簡易ホームページ利用を促進する。

(エ) 会員のメディア等出演に際しては、努めて隊友会の役職名等も紹介する等、経済的でありながら広く国民の認知度を高め得る施策を考案・実施する。

キ 自律的ガバナンスの充実

令和7年4月の新公益法人制度の施行を踏まえ、外部理事、監事等の導入を実施する。

ク その他

事務局員を含め本部要員は、各自衛隊、県隊友会等の現場に赴き、現状把握、意見交換、本部施策説明等を積極的に行う。

(4) 会の魅力化施策の推進

ア 会員の福利厚生施策を引き続き充実させるとともに、会員及び現役隊員に周知する。

イ 自衛隊アウトソーシング事業等による再就職支援事業の一層の充実・強化を図る。

ウ 実情に即した相互扶助・親睦施策を実施する。

エ 新たな事業として、コミュニティ・スクール等への参画に関する検討を進めるため、県隊友会の協力を得つつ、本部において、その枠組みや具体的活動内容等を調査する。

3 主要な事業予定

(1) 公益目的事業

主要事業の業務予定は、別紙のとおり。

別紙第1「令和8年度主要業務予定表」

ア 中央防衛セミナー(講演会)

令和8年11月中旬頃

イ 防衛セミナー(講演会)

別紙第2「令和8年度本部助成対象の県隊友会計画防衛セミナー(講演会)」

(2) 会議等

ア 定時総会 令和8年6月23日

イ 理事会

(ア) 第1回定例理事会 令和8年5月12日

(イ) 第2回定例理事会 令和9年3月25日

ウ ブロック研修会(必要に応じて開催)

ブロック	時期	担当県隊友会
北海道	11~12月頃	道隊連
東北	10/29(木)~30(金)	福島県
関東甲信越静岡	10/15(木)~16(金)	千葉県
東海北陸	8年度開催なし	—
近畿	9/13(日)~14(月)	滋賀県
中国	10/8(木)~9(金)	広島県
四国	9/10(木)~11(金)	徳島県
九州・沖縄	11/29(日)~30(月)	佐賀県

※ 各ブロックの計画による。

(3) 各事業に対する本部助成

本部助成事業並びに各事業に対する助成額、申請要領等については別紙のとおり。

別紙第3「令和8年度本部助成事業」

(4) その他

ア 研究

(ア) 本部

a 短期的な課題

(a) 県隊友会の活動基盤(事務局の配置等)

(b) 平時及び有事における隊友会の活動(隊員家族支援に係る連携強化施策への協力等)

(c) 情勢緊迫時における事業計画(見直し)

(d) 会勢の維持・拡大のための具体的方策

(e) コミュニティ・スクールへの参画を検討するための調査等

b 中・長期的な課題

(a) 隊友会活動の在り方(会員、組織、事業全般)

部外力の活用に応じた再就職支援事業における隊友会の役割等

を含む

- (b) 平時及び有事における元自衛隊員の有効活用施策
 - (c) 女性会員の隊友会活動等の在り方
 - (d) コミュニティ・スクールへの参画のための具体的な要領（仮）
 - (e) 福利厚生施策の在り方（魅力化施策）
- (イ) ブロック及び県隊友会
- 本部が行う各研究に協力
- イ 安全保障政策・防衛政策等の策定への積極的な協力
- ウ 国民運動等への参加
- 憲法改正に係る国民運動、英霊にこたえる会等慰霊顕彰諸団体の活動、北方領土及び竹島返還要求運動等

令和8年度 主要業務予定表

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主要業務			政策提言書の作成・提出 (23) ⇔ 定時総会・県隊友会長等会 (24) ⇔ 全国執行役会 ⇔ 第1回定例理事会 ⇔ 遺族会理事会				(中旬頃) ⇔ 遺族会役員等懇談会	(中旬) ⇔ 中央防衛セミナー		(中旬) ⇔ ディフェンス		(25) ⇔ 第2回定例理事会
本部業務 (県隊友会 に 関 連 あ る も の)	8年度版パンフレット更新 ⇔ 即日入会還付金等送付 (前年度4四分)				⇔ 即日入会還付金等送付 (1四分)		⇔ 即日入会還付金等送付 (2四分)	(中旬) ⇔ 次年度事業計画(1次案)送付		(下旬) ⇔ 次年度事業計画(案)送付		
県隊友会 業 務	⇔ 賛助会員香典申請(前年度4四分)	⇔ 会員名簿 特別会員名簿	⇔ 役員名簿	⇔ 賛助会員香典申請(1四分)			⇔ 賛助会員香典申請(2四分)			⇔ 賛助会員香典申請(3四分)		
	(13) ⇔ 年度末報告 (前年度分)				⇔ ブロック研修会実施計画送付				(下旬) ⇔ 次年度事業計画(1次案)に 対する意見提出			(中旬) ⇔ 次年度事業計画(案) 予算(案)報告
防 衛 省 行 事		⇔ 富士総合火力演習	(24) ⇔ 募集協力者会 ⇔ 地方協力本部長会議				⇔ 殉職隊員追悼式	⇔ 自衛隊音楽まつり				

令和8年度県隊友会計画防衛セミナー

	県隊友会	名 称	期 日	場 所	備考（接続する行事等）
1	札幌	第46回札幌 防衛セミナー	8.11.29	ホテルポールスター札幌	
2	宮城	防衛セミナー	調整中	調整中	
3	埼玉	防衛講演会	9. 2. 11	秩父郡寶登山神社	建国奉祝祭に併せ実施予定
4	埼玉	安全保障講座	9. 3. 22	入間産業文化センター	
5	千葉	防衛講話	8. 4. 18	ロイヤルパインズホテル 千葉	県総会に併せ実施予定
6	東京	新春防衛講演会	9. 1. 18	ホテル・グランドヒル 市ヶ谷	
7	新潟	建国記念の日 防衛講演会	9. 2. 11	新潟縣護國神社内 TOKIWA	防衛を考える会を実施し、その 中で市民に対する防衛講話を実施
8	山梨	防衛講話	8. 7. 5	かいてらす (山梨県甲府市)	県総会に併せ実施予定
9	京都	防衛講話	8. 6. 27	ホテルビナリオ嵯峨嵐 山(京都市右京区)	府総会に併せ実施予定
10	鳥取	防衛セミナー	8. 7. 12	米子ワシントンプラザ ホテル	県総会に併せ実施予定
11	岡山	防衛講話	8. 5. 17	アークホテル岡山 (岡山市北区下石井)	県総会に併せ実施予定
12	広島	防衛セミナー	8. 6. 28	ホテルグランピア広島	県総会に併せ実施予定
13	徳島	防衛セミナー	8. 6. 28	ホテルグランドパレス 徳島	県総会に併せ実施予定
14	高知	防衛講話	8. 7. 5	三翠園 (高知市鷹匠町)	県総会に併せ実施予定
15	鹿児島	令和8年度安全保障 フォーラム	8. 10. 18	鹿児島市 (よかセンタービル)	家族会と共催予定

令和 8 年度本部助成対象の県隊友会計画防衛セミナー（講演会）

事業区分	事業・活動	助成内容	備考
公益 事業 1	防災等ボランティア活動	交通費の実費、日当、ボランティア保険	
	家族支援協力活動	交通費の実費、日当、ボランティア保険	
	災害派遣部隊激励の助成	激励品購入費	
	激甚災害被災会員への支援	弔慰金、見舞金	
	PKO 等の激励	激励品購入費	
公益 事業 2	県計画防衛セミナー	講演料及び収支の赤字分:上限 10 万円	
	ディフェンス	購入費の一部	
公益 事業 3	自衛隊主催の殉職隊員追悼式	献花代: 上限 2 万円(駐屯地等毎・年間)	
	清掃等のボランティア活動	お茶代: 上限 3,000 円(参加者数に応じ) (年間上限 10 回) ボランティア保険:(継続)	
	護国神社等における殉職隊員 慰霊祭の主催・共催	玉串料・供花代: 上限 3 万円(年間)	
	他団体主催の慰霊顕彰行事への参加	玉串料の一部: 上限 3,000 円 (年間 10 回まで)	
収益 事業	引越見積支援サービス	利用者所在地(各県等)に基づく額と調整額	
法人 事業	総会連絡費	通信費の一部	
	総会・県会長等会同	参加者の交通宿泊費・日当	
	全国執行役会	参加者の交通宿泊費・日当	
	ブロック研修会	参加者の交通宿泊費・日当、事務経費の一部 (宿泊費:上限9,000円、交通費:実費)	
	会勢拡大施策	「業務管理教育を担当する場合」及び 「部隊計画の教育の場等において入会 促進活動を行う場合」の交通費の実費	